

紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務  
プロポーザル実施要領（公募型）

令和8年5月

和歌山県 紀の川市

教育部生涯スポーツ課

## 1. 趣旨

紀の川市のスポーツ施設を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、スポーツに対する市民ニーズの変化の影響を受けている。また、老朽化が進んでいるスポーツ施設もあり、利用者の安全性や満足度を維持していくためには、将来的な利用者の動向や維持管理コストを勘案した今後のスポーツ施設のあり方についての検討が急務となっている。

そのため、本業務については、市民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境の維持や、社会潮流を踏まえた市民ニーズへの対応と財政負担の軽減を図ることを目的に、既存のスポーツ施設の有用性や位置付けを評価し、将来のスポーツ施設のあり方を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務

### (2) 発注方式

企画提案内容と価格面を総合的に評価し、最も優れた提案者との間で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結するものとする。

### (3) 業務内容

別紙「紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (5) 提案上限額

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、この金額は契約金額の上限を示すもので、この金額によって契約することを約束するものではない。

### (6) 発注者

和歌山県紀の川市

## 3. 担当課・問い合わせ先

紀の川市教育部 生涯スポーツ課 4階 43番窓口

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

電話番号 0736-79-3912（直通）

メールアドレス k150500-001@city.kinokawa.lg.jp

## 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件を満たしているものとする。なお、本プロポーザルへの参加形態については単体企業とし、共同企業体等での参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書提出期限の日から契約候補者選定の日までの期間において、紀の川市建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱（平成19年紀の川市告示第21号）に基づく指名停止を受けていない

者であること。

- (3) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年紀の川市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の開始が決定されている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続の開始が決定されている者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税（市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約に関する委任を受けた支店・営業所がある場合）に滞納がないこと（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）。
- (6) 本業務を行う十分な業務執行体制を有していること。

## 5. スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領等の公表	令和 8 年 5 月 13 日（水）
プロポーザル参加表明書受付期間	令和 8 年 5 月 13 日（水）から 令和 8 年 5 月 27 日（水）17 時まで
参加申込に関する質問受付期間	令和 8 年 5 月 13 日（水）から 令和 8 年 5 月 20 日（水）12 時まで
参加申込に関する質問に対する回答予定日	令和 8 年 5 月 22 日（金）
企画提案書等の受付期間	令和 8 年 5 月 28 日（木）から 令和 8 年 6 月 15 日（月）17 時まで
企画提案書に関する質問受付期間	令和 8 年 5 月 28 日（木）から 令和 8 年 6 月 2 日（火）12 時まで
企画提案書に関する質問に対する回答予定日	令和 8 年 6 月 4 日（木）
企画提案説明会（プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 2 日（木）
選定結果の通知	令和 8 年 7 月 6 日（月）（予定）
契約締結	令和 8 年 7 月中旬（予定）

## 6. 実施要領及び仕様書等の交付方法

紀の川市ホームページ（教育部生涯スポーツ課ページ）からダウンロードすること。

## 7. 参加表明手続

本プロポーザルの参加申込者は、以下のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 参加表明書の提出

紀の川市入札等参加資格者名簿で「測量・建設コンサルタント等」に登録されている者は、提出書類⑦から⑫までを省略できる。

提出書類	記載内容（留意事項）
①参加表明書	・様式 1 ・記名のうえ提出すること。

②誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2</li> <li>・本要領4に掲げる参加資格要件を満たしていることを誓約すること。</li> </ul>
③会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任意様式</li> <li>・会社の概要がわかる資料を提出すること。</li> <li>・既製の会社案内パンフレット等での代用を可とする。</li> </ul>
④業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3</li> <li>・平成28年4月以降に地方公共団体から発注された本委託業務と類似または関連した業務（公共施設の最適配置や再編、長寿命化など）の受託実績があり、この公告の日までに適正に契約を履行（契約満了）した実績がある場合に記入すること。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。</li> </ul>
⑤業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4</li> <li>・本業務を適切に遂行する人員を配置すること。</li> </ul>
⑥配置予定者届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式5</li> <li>・本業務に配置予定者1名につき1枚を作成すること。</li> <li>・様式中「本業務での担当区分」欄には、「管理責任者」「担当者」の別を記入すること。なお、「担当者」の代表となる1名を「主任担当者」として記載すること。また、「担当区分」欄についても同様に記入すること。</li> <li>・様式中「配置予定者の業務実績」欄には、類似業務に該当する実績がある場合に記入すること。（類似業務は、上記の「様式3業務実績調書の記載内容欄」に定めるとおり。）</li> </ul>
⑦履歴事項全部証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3月以内のもの</li> </ul>
⑧印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行後3月以内のもの</li> </ul>
⑨使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式6</li> </ul>
⑩委任状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式7</li> <li>・支店、営業所等に当該業務に関する行為を委任する場合に限る。</li> </ul>
⑪市税について市の発行する未納がない証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社が紀の川市内の場合</li> </ul>
⑫消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がないことを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税地を所管する税務署が発行する納税証明書の様式その3の3</li> </ul>

(2) 提出方法及び提出先等

ア 提出部数：各1部

イ 提出期限：令和8年5月27日（水）17時まで

持参の場合の受付時間は、開庁日の9時から17時まで

郵送の場合は、期間内に必着

ウ 提出場所：本要領3に掲げる担当課

エ 提出方法：直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が確認できるものとする。）

### (3) 参加資格の確認等

上記(1)に掲げる書類をもとに審査を行う。審査の結果については、令和8年5月28日(木)までに参加表明書に記載された担当者宛に郵送と併せて電子メールで通知する。

## 8. 企画提案書等の提出

提案者は、仕様書を熟読し具体的な支援方法について創意工夫を持ち作成すること。なお、提案数は1者につき、1案に限るものとし、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めない。また、提出書類の返却は行わないものとする。

- ・次の表に示す書類一式を提出すること。
- ・任意様式は、書類の左上部分に「様式番号」を記載すること。
- ・企画提案書の縦横は、任意とする。
- ・印刷色は、カラー、モノクロを問わない。
- ・文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ・両面印刷の場合は2枚とカウントし、白紙、トビラページは枚数にカウントしない。

提出書類	内容
①提案書表紙 (社名を記載したもの)	・様式8-1 ・任意様式、A4判1枚 ・業務名「紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務企画提案書」と記載すること。
②基本方針	・様式8-2 ・任意様式、A4判2枚以内 ・本業務にどのようなコンセプトで取り組もうとしているのか記載すること。
③具体的な取組内容	・様式8-3 ・任意様式、A4判5枚以内 ・本項目において、最も重視するポイントを記載すること。 ・本業務において、取り扱いを想定する具体的な情報を記載すること。 ・本業務における現状把握・分析結果の今後の活用方策について、具体的な手法を提案すること。
④業務工程	・様式8-4 ・任意様式、A4判2枚以内 ・履行期間中における業務のスケジュールについて、分かりやすく記載すること。
⑤見積書	・様式9（押印必要） ・本要領2に掲げる提案上限額の範囲内で、全ての必要経費を含めて記載すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

	・見積書には、仕様書に記した業務内容ごとの内訳書（見積明細書、任意様式）を添付すること。
--	--

#### 提出方法及び提出先等

- ア 提出部数：上記の①から④までをファイル綴じ又は製本により10部提出すること。書類の提出に加えて、電子データ（PDF形式）をCDに保存し提出すること。  
上記の⑤は1部提出すること。
- イ 提出期限：令和8年6月15日（月）17時まで
- ウ 提出場所：本要領3に掲げる担当課
- エ 提出方法：直接持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が確認できるものとする。）  
持参の場合の受付時間は、開庁日の9時から17時まで  
郵送の場合は、期間内に必着

### 9. 質問等について

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式10）により提出すること。

#### (1) 受付期間

##### ①参加表明に関する質問

令和8年5月13日（水）から令和8年5月20日（水）12時まで

##### ②企画提案書に関する質問

令和8年5月28日（木）から令和8年6月2日（火）12時まで

※質問は、参加表明、企画提案書等の作成・提出に必要な事項及び業務実施に係る事項に限るものとし、評価・審査に係る質問及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

#### (2) 提出方法

電子メール（メールの件名には「プロポーザル質問（貴社名）」とし、送信後は必ず電話によりメールの受信確認をすること。）にて提出すること。

提出先：本要領3に掲げるメールアドレス

#### (3) 質問に対する回答

提出された全ての質問を取りまとめ、紀の川市ホームページに回答を掲載する。

①参加申込に関する回答の掲載予定日 令和8年5月22日（金）

②企画提案書に関する回答の掲載予定日 令和8年6月4日（木）

### 10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出方法、提出書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 1 1. 企画提案の選定予定日等

### (1) 1次選考

参加資格要件を満たすと認められた者が多数の場合は、提出書類（企画提案書等）の内容により4者程度に選考する。

日時：令和8年6月24日（水）予定

1次選考の結果については、選考後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (2) 2次選考（プレゼンテーション）

1次選考の入選者によるプレゼンテーションによる選考とする。

日時：令和8年7月2日（木）予定（気象条件やその他の事情により、延期する場合がある。）

会場：和歌山県紀の川市西大井338番地

紀の川市役所 3階 庁議室

※時間・控室等の詳細については別途通知する。

### (3) プレゼンテーション実施内容等

ア 1者あたり20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、質疑応答時間を10分程度予定。

ウ 各社の入室は3名以内とする。

※様式4業務推進体制に記載の管理責任者又は主任担当者は入室すること。

※提案書の説明は、本業務を主に担当する者が実施すること。

エ プレゼンテーションは、企画提案書で行うこと。

オ パワーポイント等の使用は可能とするが、表示内容は企画提案書の抜粋とし、企画提案書に記載のない表示を行ってはならない。

カ パワーポイント等を使用する場合は、企画提案書提出時に担当課へ申し出ること。

キ 本市はプレゼンテーション用に、大型モニター、プロジェクター、HDMI ケーブル、RGB ケーブル、延長コード、マイク及びスピーカーを用意する。パソコン等その他提案者が必要とする機材は持参すること。

ク 事前にプレゼンテーション会場と備え付けの映像機器や配線等を確認したい場合は本要領3に掲げる担当課に連絡すること。

ケ プレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。

コ プレゼンテーションの順序は、企画提案書受付順とする。

## 1 2. 企画提案書等の審査及び評価等

### (1) 審査

企画提案書等の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務に係るプロポーザル審査委員会」において行う。

### (2) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、優先交渉権者の特定後速やかに企画提案者全員に通知するほか、紀の川市ホームページで公表する。

イ 審査結果に関する理由等については公表しない。

### (3) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	
1. 業務実績 (様式 3)	類似業務の受託実績を十分に有しているか。	5 点	
2. 実施体制 (様式 4, 5)	本業務を実施するにあたり、適切な人員体制となっているか。また、配置予定者は広く深い知識や優れた技量、類似業務の受託実績を有しているか。	5 点	
3. 企画提案	基本方針 (様式 8-2)	本業務の目的等を理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか。	5 点
		本市の人口構造、各種関連計画における現状・課題を踏まえた方針が提案されているか。	5 点
	具体的な取組内容 (様式 8-3)	・スポーツ施設の現状整理 スポーツ施設の実態把握やその実態に基づく分析方法について、効率的・効果的な提案となっているか。	1 5 点
		・需要調査 一般利用者やス利用団体の実態把握やその実態に基づく分析方法について、効率的・効果的な提案となっているか。	1 5 点
		・スポーツ施設のあり方の検討 将来のスポーツ施設のあり方の検討に必要な資料作成の手法に、合理性や実現性があるか。	1 5 点
	業務工程 (様式 8-4)	スケジュール案が具体的かつ確となっているか。また、効率的かつ実現可能なものとなっているか。	1 0 点
独自提案 (様式 8-3, 8-4)	独自の企画、創意工夫に関する提案等について具体的に記載されており、紀の川市にとって有意義な内容となっているか。	1 5 点	
4. 見積額 (様式 9)	配点× (最低見積額/提案者の見積額) (小数点以下切り捨て)	1 0 点	
合計		1 0 0 点	

(4) 優先交渉権者の特定

ア 審査の結果、総合点数の最も高い提案者を第1位の優先交渉権者として決定する。本プロポーザルでの内容や見積額等が最終決定ではないため、契約締結前の協議において両者が合意に至らなかった場合には、次点者と協議を行い、契約予定者を選定する。

イ 参加表明者が1者であった場合でも、本業務における委託者選定は有効とする。

(5) 最低基準点の設定

総合点数における満点の2分の1に満たない場合は、契約予定者から除外する。

(6) 契約予定者の選定にあたり総合点数が同点の者が2者以上あるときは、審査委員会により総合的に判断して順位を決める。

### 1 3. 業務委託契約に関する事項

#### (1) 見積徴収の相手先としての特定

優先交渉権者を本業務委託契約に係る随意契約の見積徴収先として特定し、業務の詳細内容の協議を実施すること。

ただし、下記のいずれかに該当し、見積徴収ができない場合及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴収先として再特定するものとする。

ア 優先交渉権者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当したとき。

イ 優先交渉権者が、紀の川市から契約締結までに指名停止を受けたとき。

ウ 優先交渉権者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

#### (2) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務の仕様については、業務仕様書を別添定めるほか、企画提案書に記載された内容を遵守し、発注者、受託者協議の上定めるものとする。

イ 業務の一部再委託は、企画提案書にその旨の記載がある場合を除き、原則できないものとする。

ウ 配置予定者は、特別の理由がない限り、原則として変更できないものとする。

#### (3) 契約内容等

本業務の委託契約は、紀の川市財務規則（平成 17 年紀の川市規則第 39 号）によるものとする。

#### (4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本要領 1 0 に定める失格事項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うことができる。

### 1 4. その他

(1) 企画提案書等すべての提出書類の作成経費や旅費等の必要経費はすべて提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は、返却しない。

(3) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。

(4) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(5) 市は企画提案者から提出された企画提案書について、紀の川市情報公開条例（平成17年紀の川市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開とし、プロポーザル方式の優先交渉権者特定前において決定に影響がでるおそれがあるため、決定後の公開とする。

(6) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。

(7) 参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことができるものとする。

(8) 参加表明書を提出後、辞退する際は参加辞退届（様式 1 1）をプレゼンテーション開催日前日までに提出すること。

## 15. 添付資料

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）
- (3) 業務実績調書（様式3）
- (4) 業務推進体制（様式4）
- (5) 配置予定者届出書（様式5）
- (6) 使用印鑑届（様式6）
- (7) 委任状（様式7）
- (8) 見積書（様式9）
- (9) 質問書（様式10）
- (10) 参加辞退届（様式11）
- (11) 紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務仕様書